

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど
就学援助制度

シユウガク エンジョ

令和8年度 恩納村

就学援助制度って？

経済的な理由でお困りの
ご家庭へ、お子様が安心して
学校生活を楽しめるよう
支援する制度です



1. 対象となる方

- 恩納村に住所のある児童生徒で、下記のいずれかに該当する方
 - 恩納村外に住所があり、恩納村立小中学校に通う児童生徒で
下記のいずれかに該当する方
- ① 現在、生活保護を受けている
 - ② 住民税（村県民税）が非課税
 - ③ 児童扶養手当を受給している
 - ④ その他必要と認められた世帯（収入が不安定、多子世帯など）



目安の基準

人数	世帯構成	総収入額
2人	ひとり親・小学生1人	約230万円
3人	ひとり親・中学生1人・小学生1人	約320万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人	約350万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・未就学児1人	約400万円

※この表はあくまで目安です。保護者やお子さまの年齢でも基準額は変動します。

2. 申請方法

- 【 申請期間 】 令和8年4月1日（水）～9月30日（水）
※書類提出の場合、土日・祝日を除く
※9月30日以降の申請は、翌月認定となります
- 【 対象者 】 令和8年4月1日に
小学1年生～中学3年生になる児童生徒
- 【 提出場所 】 恩納村教育委員会 学校教育課
または、恩納村立小中学校



オンライン申請をご活用ください

- ★ 令和7年度に認定された児童生徒も、新たに申請が必要です
- ★ オンライン申請の場合は土日・祝日も受付可能
- ★ 書類での申請をご希望の方は、学校または教育委員会から申請書類を受取るか、恩納村HPからダウンロードしてください（郵送でのお申込みも可能です）



申請



HP

3. 認定までの流れ



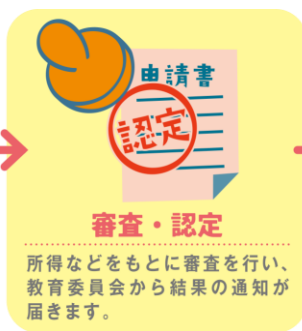
お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

4. 支給内容

支給項目	支給額		振込先
	小学校	中学校	
 新入学用品費 (新1年生のみ対象)	64,300円	81,000円	保護者口座
	↑R8より増額となりました		
 学用品費	11,630円	22,730円	保護者口座
 通学用品費 (小中1年生以外)	2,270円	2,270円	保護者口座
 オンライン学習通信費	1世帯につき15,000円		保護者口座
 校外活動費	実費の一部 / 交通費・見学科 (3月支払い)		保護者口座
 修学旅行費	実費 (3月支払い)		小学生：保護者口座 中学生：旅行会社
 めがね購入費 (別途申請が必要)	上限2万円		保護者：現物支給 (メガネ店へ後日振込)
 学校給食費 (村外からの通学者)	実費		給食センター

お問合せ

〒 904-0492 恩納村字恩納2451番地
 恩納村教育委員会 学校教育課
 TEL: 098-966-1209

